

平成23年9月定例会（12月議会）  
建設交通委員会提出資料

建設交通部

【予算案・議案関係】

○ 建設交通政策課	平成23年度建設交通部 12月補正予算案の概況について・・・	1
○ 都市計画課	秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について・・・	2
○ 下水道課	公の施設の指定管理者の指定について・・・	4
○ 道路課	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について・・・	7
○ 河川砂防課	森吉山ダム第2回基本計画変更について・・・	8
○ 港湾空港課	秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案について・・・	9
○ 建築住宅課	住宅リフォーム緊急支援事業について・・・	11

# 平成23年度建設交通部 12月補正予算案の概況について

平成23年12月 5日  
建設交通部

## 1 予算補正

(単位:千円、%)

区 分		22年度	23年度	12月	23年度	比 較	
		12月現計①	9月現計	補正案	12月現計②	②-①	②/①
一 般 会 計	一般公共事業	27,374,188	21,484,600		21,484,600	▲ 5,889,588	78.5
	国直轄事業負担金	8,917,209	6,947,060		6,947,060	▲ 1,970,149	77.9
	公共災害復旧事業	3,554,027	2,914,454		2,914,454	▲ 639,573	82.0
	計	39,845,424	31,346,114	0	31,346,114	▲ 8,499,310	78.7
	単独投資事業	21,640,595	20,816,564	49,556	20,866,120	▲ 774,475	96.4
	非公共補助事業	191,915	120,601		120,601	▲ 71,314	62.8
	その他行政経費	17,254,931	15,504,189	175,500	15,679,689	▲ 1,575,242	90.9
	計	39,087,441	36,441,354	225,056	36,666,410	▲ 2,421,031	93.8
	一般会計計	78,932,865	67,787,468	225,056	68,012,524	▲ 10,920,341	86.2
	特 別 会 計	能代港エネルギー基地 建設用地整備事業	338,110	218,009		218,009	▲ 120,101
※(公共事業分、内数) 下水道事業		(2,514,600)	(2,091,000)		(2,091,000)	(▲ 423,600)	(83.2)
港湾整備事業		2,901,760	2,933,701		2,933,701	31,941	101.1
特別会計計		9,052,228	8,391,078	0	8,391,078	▲ 661,150	92.7
※(公共事業分、内数) 建設交通部予算(案)計		(42,360,024)	(33,437,114)	(0)	(33,437,114)	(▲ 8,922,910)	(78.9)
	87,985,093	76,178,546	225,056	76,403,602	▲ 11,581,491	86.8	

《予算区分ごとの補正内訳》 (単位:千円)

単独投資事業：災害査定調査事業 45,200、地方特定街路整備事業 4,356

その他行政経費：住宅リフォーム緊急支援事業 175,500

## 2 債務負担行為の設定

(一般会計)

事 項	期 間	限 度 額
県単道路補修事業	平成24年度	990,000 千円
県単港湾整備事業	平成24年度	19,000 千円
道路管理費	平成24年度	176,504 千円
空港維持管理費	平成24年度	3,532 千円
現年発生土木災害復旧事業	平成24年度	200,000 千円
計		1,389,036 千円

# 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

平成23年12月 5日  
都 市 計 画 課

## 1 条例の概要

- ・屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成と風致の維持を図り、併せて公衆に対する危害を防止することが目的。
- ・規制の内容として、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域や物件を定めており、禁止地域以外の地域において広告物の表示等を行う場合は、知事の許可が必要。
- ・屋外広告物法の改正を受け、平成17年7月1日から登録制度を開始している。本制度においては、登録を受けなければ屋外広告業を営むことができないほか、違反を繰り返す不良業者に対し営業停止命令等の罰則を課すことができる。

## 2 改正理由

民法等の一部を改正する法律により、未成年者の法定代理人に、法人を選任することができることとなった。これを受け、屋外広告業の登録に関する基準を定めた屋外広告物法が改正されたことから、条例の関連規定の整備を行う必要がある。

## 3 改正内容

- (1) 屋外広告業者の登録の拒否事由に、申請者が未成年者であって、その法定代理人が法人である場合の、役員に係る欠格事由を追加することとする。(第18条の4関係)
- (2) 屋外広告業の登録申請書の記載事項に、申請者が未成年者であって、その法定代理人が法人である場合の記載事項として、当該法人の名称及び住所並びにその役員の氏名を追加することとする。(第18条の2関係)

## 4 施行期日

この条例は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成24年6月3日までの間で政令で定める日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

新	旧
<p>(登録の申請)</p> <p>第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び役員の名)</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第十八条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第二十条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 屋外広告業者(略)で法人であるものが第二十条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>三 第二十条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 第十八条の九第一項の規定による業務主任者の選任をしていない者</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第十八条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第二十条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 屋外広告業者(略)で法人であるものが第二十条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>三 第二十条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 第十八条の九第一項の規定による業務主任者の選任をしていない者</p>

# 公の施設の指定管理者の指定について

平成23年12月5日  
下水道課

## 1 議案の概要

議案	施設名称	指定管理者
第221号	米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道	株式会社県北環境保全センター
第222号	秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)	東北環境管理株式会社
第223号	秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)	株式会社県南環境保全センター

指定期間は、平成24年4月1日～平成29年3月31日まで(5年間)

## 2 指定管理者の候補者選定

### (1) 公募

- 1) 募集期間 平成23年7月8日(金)～平成23年9月9日(金)
- 2) 周知方法 県公報及び県のホームページで周知
- 3) 申請状況 各施設に対して1団体、計3団体から申請

### (2) 候補者選定に係る委員会の設置

- 1) 外部委員4名、内部委員1名の計5名(公募委員については応募者なし)
- 2) 委員の構成

分野	所属・職名	氏名
財務会計	齋藤登則税理士事務所	齋藤登則
環境都市工学	秋田工業高等専門学校 名誉教授	羽田守夫
下水道施設	日本下水道事業団東北総合事務所 所長	青木実
河川施設	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 副所長	柴田富士男
内部委員	秋田県建設交通部 次長	熊谷淳

### (3) 選定委員会の開催

- 1) 第1回選定委員会の開催(9月27日)
- 2) 第2回選定委員会の開催(11月2日)

## 3 候補者の選定結果

### (1) 米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道

#### 1) 評価点

選定基準 申請団体	平等な利用の確保 (必須項目)	設置目的の 効果的達成 (15点)	効率的な 管理運営 (30点)	適正・確実 な管理能力 (40点)	その他必 要な事項 (15点)	合計 (100点)
(株)県北環境 保全センター	○	12.0	22.0	34.0	13.4	81.4

#### 2) 選定結果

「株式会社県北環境保全センター」を指定管理者の候補者として選定する。

3) 委員の意見等

- ・県が業務仕様書で示した基準等をクリアした業務計画書となっている。
- ・決算報告書や経営状況分析資料から経営状況は健全と言える。
- ・排水基準を仕様書より厳しく設定し、仕様書に記載の無い項目についても独自の基準を設定していることは評価できる。
- ・申請書に記載された効率的な管理運営の内容を、もう少し具体的に記載してほしかった。

(2) 秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)

1) 評価点

選定基準 申請団体	平等な利用 の確保 (必須項目)	設置目的の 効果的達成 (15点)	効率的な 管理運営 (30点)	適正・確実 な管理能力 (40点)	その他必 要な事項 (15点)	合 計 (100点)
東北環境管理 (株)	○	12.0	21.2	33.6	12.6	79.4

2) 選定結果

「東北環境管理株式会社」を指定管理者の候補者として選定する。

3) 委員の意見等

- ・県が業務仕様書で示した基準等をクリアした業務計画書となっている。
- ・決算報告書や経営状況分析資料から経営状況は健全と言える。
- ・すべての有資格者が複数人配置されており、万が一の備えがされていることは評価できる。
- ・申請書に記載された効率的な管理運営の内容を、もう少し具体的に記載してほしかった。
- ・コスト縮減に関する取り組みを収支計画書に反映させる内容にしてほしかった。

(3) 秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)

1) 評価点

選定基準 申請団体	平等な利用 の確保 (必須項目)	設置目的の 効果的達成 (15点)	効率的な 管理運営 (30点)	適正・確実 な管理能力 (40点)	その他必 要な事項 (15点)	合 計 (100点)
(株) 県南環境 保全センター	○	12.0	25.2	33.2	13.2	83.6

2) 選定結果

「株式会社県南環境保全センター」を指定管理者の候補者として選定する。

3) 委員の意見等

- ・県が業務仕様書で示した基準等をクリアした業務計画書となっている。
- ・決算報告書や経営状況分析資料から経営状況は健全と言える。
- ・収支計画における電気料、薬品費等が流入水量を考慮していることは評価できる。
- ・効率的な管理運営について、消費電力量の節減や燃料等の総使用量の縮減について、数値目標を設定したことは評価できる。
- ・人員配置において、職員の研修計画をもう少し具体的に記載してほしかった。

#### 4 指定管理者となる団体(案)の概要

##### (1) 米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道

- 1) 名 称 株式会社県北環境保全センター
- 2) 所 在 地 大館市字長木川南262番地2
- 3) 代 表 者 代表取締役 小畑 元
- 4) 設 立 年 月 日 平成4年1月20日
- 5) 従 業 員 数 41名
- 6) 類似事業の受託実績
  - ・米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道 指定管理業務
  - ・鹿角市単独公共下水道湯瀬浄化センター施設管理業務委託(鹿角市)

##### (2) 秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)

- 1) 名 称 東北環境管理株式会社
- 2) 所 在 地 秋田市山王二丁目2番4号
- 3) 代 表 者 代表取締役 菅原 貞治
- 4) 設 立 年 月 日 昭和56年6月26日
- 5) 従 業 員 数 87名
- 6) 類似事業の受託実績
  - ・秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区) 指定管理業務
  - ・水林浄化センター運転管理等業務委託(由利本荘市)

##### (3) 秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)

- 1) 名 称 株式会社県南環境保全センター
- 2) 所 在 地 大仙市大曲花園町1番1号
- 3) 代 表 者 代表取締役 栗林 次美
- 4) 設 立 年 月 日 昭和63年1月27日
- 5) 従 業 員 数 89名
- 6) 類似事業の受託実績
  - ・秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区) 指定管理業務
  - ・湯沢・稲川・院内浄化センター維持管理業務委託(湯沢市)

# 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成23年12月 5日  
道 路 課

## 1 改正理由

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正を踏まえ、県が管理する道路にかかる占用料の額を改定する。

## 2 改正内容

道路の上空に設ける施設等にかかる占用料の額の算定に用いる率を、道路法施行令に準じ改定する。

### 主な対象施設

- 自動車専用道路以外の道路の上空に設ける食事施設、購買施設その他これに類する施設で通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）で規定される高度地区内の自動車専用道路等の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

### 占用料の額の算定に用いる率の改定内容

旧	市	0.016	→	新	市町村	0.02
	町村	0.02				

$$\text{占用料} = \text{近傍類似の土地の時価(円/㎡)} \times 0.02 / \text{年} \times \text{占用面積(㎡)}$$

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

### ※参考（イメージ）

道路の上空を占用する建築物

ゲートタワービル（大阪）

出典：ウィキペディア

（画像作者：ignis）



# 森吉山ダム第2回基本計画変更について

平成23年12月 5日  
河川砂防課

## 1 基本計画変更経緯

昭和63年2月4日 当初計画  
平成12年6月14日 第1回変更  
平成23年11月 今年度中にすべての工事が完成する見込みが立ち、発電、水道以外の変更要素がないことを確認。  
特定多目的ダム法第4条4により県に対し基本計画変更協議。

### (2回基本計画変更内容)

#### (1) 発電最大出力の増加(10,600KW → 11,000KW)

理由：発電所位置変更（地すべり回避）による落差の変更

#### (2) 水道計画市町村名の変更（合川町、森吉町→北秋田市）

平成22年3月29日 水道法第6条1項の経営認可

## 2 事務処理の流れ

- 国土交通省が第2回基本計画を策定
- 多目的ダム法第4条4による照会（国土交通大臣→秋田県知事）
  - **議会の議決**
  - 回答（秋田県知事→国土交通大臣）
  - 国土交通省 基本計画（第2回変更）告示（平成24年1月予定）
  - 国土交通省 特定多目的ダム法第14条告示（平成24年3月予定）

根拠：特定多目的ダム法

### 第4条4

国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見を聞かなければならない。**この場合において、関係都道府県知事は意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。**

### 第14条

国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

# 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案について

平成23年12月 5日  
港 湾 空 港 課

## 1 改正理由

秋田空港における国内定期航空運送事業の用に供する航空機の発着時刻の変更に対応するため、同空港の運用時間を延長する等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 秋田空港の運用時間を午前7時から午後10時まで（現行午前7時から午後9時30分まで）に延長する。（第2条関係）
- (2) 秋田空港の駐車場の駐車料金に係る使用時間の区分を次のとおり改める。（別表第2関係）

	改 正 前	改 正 後
日中（1台1時間につき計算する時間帯）	午前6時から午後9時45分まで	午前6時から午後10時15分まで
夜間（1台につき計算する時間帯）	午後9時45分から翌日の午前6時まで	午後10時15分から翌日の午前6時まで

## 3 施行期日

この条例は、平成24年3月25日から施行する。

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新		旧	
備考 略	略	略	略	略	略
	区 分	略	略	略	略
		別表第二(第十九条関係)		別表第二(第十九条関係)	
		<p>第二条 空港の運用時間は、秋田空港にあつては午前七時から午後十時 までとし、大館能代空港にあつては午前八時から午後七時三十分までとする。</p> <p>2 略</p>		<p>第二条 空港の運用時間は、秋田空港にあつては午前七時から午後九時三十分までとし、大館能代空港にあつては午前八時から午後七時三十分までとする。</p> <p>2 略</p>	
		駐 車 料	駐 車 料	金 の 額	金 の 額
		秋田空港の駐車場において は午前六時から午後十 時十五分 まで、大館能 代空港の駐車場において は午前七時三十分から午 後七時四十五分まで	秋田空港の駐車場において は午後十時十五分 か ら翌日の午前六時まで、 大館能代空港の駐車場に おいては午後七時四十五 分から翌日の午前七時三 十分まで	秋田空港の駐車場におい ては午後十時十五分 か ら翌日の午前六時まで、 大館能代空港の駐車場に おいては午後七時四十五 分から翌日の午前七時三 十分まで	秋田空港の駐車場におい ては午前六時から午後九 時四十五分まで、大館能 代空港の駐車場において は午前七時三十分から午 後七時四十五分まで
		略	略	略	略

# 住宅リフォーム緊急支援事業について

平成23年12月 5日  
建 築 住 宅 課

## 1 事業概要等

持家の増改築、リフォーム工事に要する費用の10%相当額（20万円を限度）を補助する。

＜対 象 工 事＞ ・工事費が50万円以上  
・県内に本店を置く建設業者等が施工

＜当初予算額＞ 1,704,000千円（12,000戸）

## 2 利用状況（10月31日現在）

	当初予算	申請済み
戸数	12,000戸	11,368戸
補助金額	1,704,000千円	1,532,748千円
平均補助額	142千円	135千円
申請工事費	—	22,498,720千円

- 10月末現在、本事業により、工事費約225億円が県内工務店等に発注され、県内経済の下支えに大きく寄与している。
- 県内経済への波及効果は、建設業に係る係数1.57を乗じると、約353億円と推計される。

## 3 今後の利用予測と補正額

- 今後の利用を前年度と同程度と見込み、全体として13,900戸と見込んだ。
- これまでの平均補助額（135千円）から推計すると、当初予算で約12,600戸に対応可能と見込まれる。
- よって、13,900戸－12,600戸＝ 1,300戸分が必要となる。

**※ 補正額 175,500千円（1,300戸×135千円／戸）**

